

いじめ防止基本方針

安城市立安城中部小学校

安城中部小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、児童がさまざまな体験等を通して人間的に成長できる取組の充実を図っていく。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーからなる「いじめ・不登校対策委員会」を月1回程度の他必要に応じて開催し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、情報交換や対策について検討する。全教職員で共通理解を図る内容については職員会議等を活用する。

(2) ふれあい会議

協議題に応じて、PTA役員、児童・民生委員、安城警察署の参加を要請し、児童との話し合いの場を設定する。児童に関わる複雑で多様な今日的課題に対して、情報交換や協議を通して問題の実態把握やその解決方法を見出す。家庭・地域に広報啓発をするとともに、いじめの未然防止に努める。

3 いじめ未然防止の取組 〈別表1「年間指導計画」〉

(1) 学級経営の充実

ア 児童とふれあう時間を確保し、その中で児童の心の動きを捉え、小さな変化も見逃さな

いようにする。

イ 規範意識を育む、毅然とした指導のもと、共感的な温かい人間関係づくりに努める。

ウ 安心できる先生、安心できる友達、安心できる教室環境、分かる授業、やりがいのある係・当番活動など、一人一人の居場所づくりに努める。

エ 児童の主体性を尊重し、一人一人の自分らしさが輝く場面づくりに努める。

(2) 道徳教育の充実

あらゆる場面を活用して道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心、自他の命を大切にすることを育てる。

(3) 中部っ子賞の実施

児童が、みんなの中で認められ、自信をもって学校生活を送ることができるように、中部小学校がめざす子ども像に沿った具体的な行動をとることができた児童を賞賛する。終業式・修了式の場で表彰する。

(4) ペア活動の実施

児童会活動での異学年交流は、お世話をすることで感謝されたり、大人から褒められたりする経験の場とする。年長者にとっては自己有用感を獲得し、年少者にとっては年長者へのあこがれを抱く機会となるよう支援する。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校児童のインターネットやソーシャルメディアの使用状況調査を適宜行い、現状把握に努めるとともに、問題があれば迅速に対応する。また、モラル教育の充実にも努める。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

中学校や幼稚園・保育園との情報交換や交流活動を積極的に進める。

4 いじめ早期発見の取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

教師と児童との温かい人間関係づくりはもとより、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実な対応に努める。

(2) 相談体制の整備

ア 学期ごとにアンケート調査を実施し、結果をもとに学級担任による教育相談を行い、問題があれば迅速に対応する。

イ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

ウ 必要に応じて、スクールカウンセラーや養護教諭、安城市教育センターの臨床心理士との相談ができるように連絡・調整を図る。

(3) ノート・日記指導

放課や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、連絡帳や日記等から、交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する措置

ア いじめに関する相談を受けた場合、速やかに運営機構上の上司に報告し、指導を仰ぐ。

イ 事実の有無を確認し、いじめのおそれがあると判断された場合には、いじめ・不登校対策委員会を開き、組織的に対応する。

ウ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。

エ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

オ いじめの再発防止に向けて、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。

ク 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるなど、深刻ないじめ、また、犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、安城市教育委員会及び安城警察署等と連携して対処する。

学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ・不登校対策委員会を開催し、事案によっては適切な専門家を加えるなどして対応する。調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

